

吸収合併に係る事後開示書類
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2023 年 3 月 1 日

AI メカテック株式会社

2023年3月1日

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項)

茨城県龍ケ崎市向陽台五丁目2番地
AIメカテック株式会社
代表取締役 阿部 猪佐雄

AIメカテック株式会社（以下「当社」といいます。）及びプロセス機器事業分割準備株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）は、2023年1月10日付で吸収合併契約書を締結し、当社を吸収合併存続会社、分割準備会社を吸収合併消滅会社、効力発生日を2023年3月1日とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2023年3月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

分割準備会社は、会社法第785条第3項の規定に基づき、2023年1月24日付で、分割準備会社の株主に対し、吸収合併をする旨並びに当社の商号及び住所に係る通知を行いました。が、所定の期間内に、同条第1項に従って、分割準備会社に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

分割準備会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第789条）

分割準備会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年1月24日付の官報及び日刊工業新聞にて、吸収合併をする旨、当社の商号及び住所、当社及び分割準備会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一

定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしましたが、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

本吸収合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の要件を満たすことから、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年1月24日付の官報及び電子公告にて、吸収合併をする旨、分割準備会社の商号及び住所、当社及び分割準備会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることを旨を、公告いたしましたが、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である2023年3月1日をもって、分割準備会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。分割準備会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ3,923百万円（概算値）及び1,300百万円（概算値）です。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第200条第5号）

別紙に記載のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2023年3月2日に登記を申請する予定です。

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

当社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本吸収合併に係る吸収合併契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収合併を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はいませんでした。

以 上

別紙（会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項（吸収合併契約の内容を除く。））

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

2023 年 1 月 24 日

プロセス機器事業分割準備株式会社

2023 年 1 月 24 日

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

川崎市中原区中丸子 150 番地
プロセス機器事業分割準備株式会社
取締役社長 山本 浩貴

プロセス機器事業分割準備株式会社（以下「当社」といいます。）及び AI メカテック株式会社（以下「存続会社」といいます。）は、2023 年 1 月 10 日付で吸収合併契約書を締結し、当社を吸収合併消滅会社、存続会社を吸収合併存続会社、効力発生日を 2023 年 3 月 1 日とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

本吸収合併の効力発生時点において、存続会社が当社の発行済株式のすべてを所有しているため、本吸収合併に際し、株式、金銭その他一切の対価の交付を行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号）

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1

号イ)

別紙2に記載のとおりです。

- ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ロ）

該当事項はありません。

- ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ハ）

存続会社は、2022年9月26日付で、東京応化工業株式会社（以下「東京応化工業」といいます。）との間で、存続会社が、東京応化工業から、同社が保有する当社の発行済株式の全てを2023年3月1日付で取得することにつき、株式譲渡契約を締結しました。

また、存続会社は、2022年9月26日付で、JUKI株式会社との間で、同社との間の委託・受託業務の強化及び拡大等の業務提携並びに同社が存続会社の主要株主との間の同日付株式譲渡契約に基づき存続会社株式1,101,500株を取得する資本提携につき、資本業務提携契約を締結しました。

- (2) 吸収合併消滅株式会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第182条第6項第2号）

- ① 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第2号イ）

当社は、2023年1月10日付で、東京応化工業との間で、東京応化工業を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とし、同年3月1日を効力発生日とする、東京応化工業のプロセス機器事業本部が営む半導体用・ディスプレイ用装置事業（東京応化工業が過去に販売した装置のアフターサービスに係る事業を含みます。但し、NCS装置（角基板対応の高速熱処理装置）、FCS装置及びスプレー装置に係る事業は除きます。）に関して東京応化工業が有する権利義務を当社が承継する吸収分割を行うことにつき、吸収分割契約を締結いたしました。

- ② 成立の日における貸借対照表（会社法施行規則第182条第6項第2号ロ）

別紙3に記載のとおりです。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本吸収合併の効力発生後における存続会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本吸収合併の効力発生日以降において、存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されております。以上より、本吸収合併の効力発生日以降における存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1 吸収合併契約の内容

吸収合併契約書

AI メカテック株式会社（以下「甲」という。）及びプロセス機器事業分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （本吸収合併）

甲と乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う（以下「本吸収合併」という。）。

第2条 （当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

甲（吸収合併存続会社）：

（商号） AI メカテック株式会社

（住所） 茨城県龍ケ崎市向陽台五丁目2番地

乙（吸収合併消滅会社）：

（商号） プロセス機器事業分割準備株式会社

（住所） 神奈川県川崎市中原区中丸子150番地

第3条 （合併対価）

甲は、本吸収合併に際して、乙の株主に対して、株式、金銭その他一切の対価の交付を行わない。

第4条 （甲の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条 （効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2023年3月1日とする。但し、本吸収合併の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は、協議の上合意することにより、これを変更することができる。

第6条 （吸収合併契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収合併を行う。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする（但し、会社法第319条第1項の定めるところ

に従い当該決議を省略することができる。))。

第7条 (本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除)

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、①甲若しくは乙の資産・経営状態に重大な変更が生じたとき、②天災地変その他の事由により、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、③本吸収合併の手続を阻害する重大な事態が生じたとき又は④本吸収合併の目的を達成することが困難になったときその他必要が生じたときには、甲及び乙は、協議の上合意することにより、本吸収合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条 (本吸収合併の効力)

1. 本吸収合併の効力は、甲と東京応化工業株式会社の間で締結された2022年9月26日付株式譲渡契約に基づき、甲が乙の発行済株式の全てを適法かつ有効に取得していることを停止条件として、生じるものとする。
2. 本契約は、効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第9条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約は、日本法に準拠し、同法に基づき解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを決める。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 1 月 10 日

甲： 茨城県龍ヶ崎市向陽台五丁目 2 番地

AI メカテック株式会社

代表取締役社長 阿 部 猪 佐 雄



乙： 神奈川県川崎市中原区中丸子 150 番地
プロセス機器事業分割準備株式会社
取締役社長 山 本 浩 貴



別紙2 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

2022年6月期事業報告

A I メカテック株式会社

(自 2021年7月1日)
(至 2022年6月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は全体的に回復基調が続いたものの、年度後半からはオミクロン変異株の感染拡大、サプライチェーンの混乱、ウクライナ侵攻による資源・エネルギー価格の高騰等の影響により、その回復ペースは鈍化しました。

当社グループの事業環境について、半導体業界においては次世代通信規格(5G)対応、データセンターの建設・更新需要等から設備投資は順調に推移しました。フラットパネルディスプレイ(FPD)業界においても、巣ごもり需要の一巡によるパネル価格の下落はあったものの、中国を中心に底堅い設備投資が続きました。よって、事業環境は総じて良好で受注は堅調に推移しましたが、出荷や売上の面では、部品の供給制約や物流の混乱等による顧客の設備投資計画の見直しが散見され、半導体関連を主に一部売上の翌期への繰り越しが発生しました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の受注金額は17,287百万円(前年度比9.2%増)、受注残高は14,292百万円(前年度比22.6%増)となりました。また、売上高は14,684百万円(前年度比8.8%減)、営業利益は735百万円(前年度比27.2%減)、経常利益は678百万円(前年度比25.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は478百万円(前年度比31.3%減)となりました。

セグメント別の概況は、以下のとおりです。

(i) I J Pソリューション事業

台湾・中国を中心に高精細パネルや中小型有機EL(OLED)パネル向けの設備投資が堅調に推移したことから、売上高は前年度より増加しました。収益面でも、増収に加え、前年度までの研究開発など先行投資的な負担が剥落し、利益は大幅に改善しました。また、AR/VR向けのマイクロLED、シリコンOLEDの受注が積み上がってきており、今後の売上への貢献が期待できる状況となっております。

このような状況のもと、当セグメントの当連結会計年度の売上高は2,846百万円(前年度比21.0%増)、セグメント利益は171百万円(前年度比459.2%増)となりました。

(ii) 半導体関連事業

5G対応、IoT、データセンター投資など半導体の需要は拡大基調で推移しております。加えて、当社は半導体の微細化・積層化に対応する先端パッケージ向けの装置を主体としていることから、さらなる需要増の追い風を受けております。このため、はんだボールマウンタ装置の受注は順調に積み上がりましたが、顧客の投資計画遅延等により出荷が来期にずれ込む案件も多く、売上高は減少を余儀なくされました。今後は、従来からのはんだボールマウンタ装置に加え、昨年上市しましたプラズマレーザーリペア装置の受注増にも注力してまいります。

このような状況のもと、当セグメントの当連結会計年度の売上高は3,152百万円（前年度比15.1%減）、セグメント利益は651百万円（前年度比27.7%減）となりました。

(iii) LCD事業

テレビ用大型パネル向けの設備投資が一巡し、またパネル価格の低迷もあり、総じて液晶パネルの設備投資は減少傾向にあります。しかし、中国を中心に引き続き設備投資が行われており、加えて改造・リプレイス等の需要もあることから、LCD事業の売上高は若干の落ち込みに止まりました。収益面では、減収の下、改めて各工程での無駄を見直す等一層のコスト削減に努めました。

このような状況のもと、当セグメントの当連結会計年度の売上高は8,685百万円（前年度比13.5%減）、セグメント利益は894百万円（前年度比12.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は331,315千円となります。そのうち主なものは、生産用設備及び試験・検証用設備の新設204,481千円です。

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき事項はありません。

- (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
記載すべき事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

区 分	第3期 2019年6月期	第4期 2020年6月期	第5期 2021年6月期	第6期 (当連結会計年 度 2022年6月期)
売上高 (千円)	20,261,486	14,521,324	16,105,197	14,684,093
経常利益 (千円)	1,257,178	396,810	911,790	678,970
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	791,714	291,396	696,685	478,326
1株当たり当期純利益 (円)	140円62銭	51円76銭	123円75銭	84円96銭
総資産 (千円)	20,137,195	20,049,988	17,206,655	18,836,159
純資産 (千円)	6,465,425	6,727,575	7,519,886	8,046,344
1株当たり純資産 (円)	1,148円00銭	1,194円59銭	1,335円32銭	1,428円85銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」の算出にあたっては、自己株式を控除した株数によっております。
2. 当社は、2021年2月24日開催の取締役会決議により、2021年3月20日付で普通株式1株について50株の株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 対処すべき課題

(1) 売上構成比の変化

当社は、売上構成比の変化、即ち現状のLCD事業主体の売上構成を、IJPソリューション事業と半導体関連事業を中心とした売上構成に変えていくことを中期的な目標として取り組んでいます。LCD事業の売上の伸びが見込めない中、残る二事業の売上を拡大し、企業としてさらなる成長を実現する計画であります。

(i) I J Pソリューション事業

当社はインクジェットや貼り合わせの技術を活かした封止工程の装置で「性能・品質世界一」を目指しております。特にAR／VR向けの需要増を見込み、 μ LEDやシリコンOLED向けの装置に注力しています。LCDからプレミアム・ディスプレイへの新規投資のシフトも当事業の売上拡大の追い風と期待されます。また、インクジェット技術を活かしたローコスト・プロセスの実現も注目されており、当社では先般上市したオプティカル・ボンディングに関する装置の市場開拓に取り組んでまいります。

(ii) 半導体関連事業

現在半導体関連事業の売上は、基板向けはんだボールマウンタ装置がその大宗を占めています。当該装置は、半導体の微細化・積層化が進む中で需要が拡大する先端パッケージ向けに使われています。当社ではさらなる売上の拡大を目指し、昨年、歩留り向上を実現するプラズマ・レーザー・リペア装置、ウエハ向けのはんだボールマウンタ装置、 $\Phi 30\mu\text{m}$ 径対応ボールマウンタシステムを開発、上市いたしました。こうした新たな装置により、従来の基板向け装置に加え、ウエハ向けの装置等の販売拡大に取り組んでまいります。

(iii) LCD事業

新規投資のLCDからOLED等プレミアム・ディスプレイへのシフトにより、今後のLCD事業の売上は維持更新投資やメンテナンスなどアフターサービスの売上が中心となる見込みです。よって、売上の減少は避けられませんが、当社には多くの納入実績に加え、LCS(ライフサイクルサポート)活動により築き上げた顧客との信頼関係があり、今後も安定した売上の確保を目指してまいります。また、アフターサービスは本体装置よりも採算性が良く、収益面でも一定の貢献が期待できると考えております。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症再拡大の影響を受け、中国をはじめとする各国で生産や物流に停滞が生じ、さらにはそれが長期化した場合、顧客の生産活動の停止又は投資計画の見直し、現地での装置立上げ作業の遅延、サプライチェーンの混乱による生産活動への影響など様々な不測の事態が発生し、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループではこの対策として、安全衛生の徹底は勿論、現地法人・販社等を活用した装置立ち上げやアフターサービスの現地化推進、WEBを活用した営業支援や装置立上げ支援、主要部品の調達前倒し等を行っております。今後も継続して状況の変化を注視し、都度対策の検討・見直しを行い、リスクを軽減する体制を構築してまいります。

(3) 次世代の人財の育成

当社グループの持続的な発展のためには、次世代を担う人財を確保し、適正な人員構成を図っていくことが必要であるとともに、ものづくり現場における急速なDX(デジタルトランスフォーメーション)に対応するための必要な人財を育成していくことが重要となってきたと考えております。そのため、新卒採用及び中途採用を計画的に実施するとともに、研修及び教育制度を充実させ、人事制度をさらに整備してまいります。あわせて、女性戦力の活用や経営人財の育成の取り組みを強化してまいります。

以上のとおり、経営の安定と収益力を強化し企業価値の一層の向上に邁進する所存でございますので、株主様におかれましては、倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 主要な事業内容

I J P 成膜製造装置、半導体パッケージ製造装置及び液晶パネル製造装置等の開発、設計、製造、販売、アフターサービス

5. 主要な営業所

(1) 当社

本 店	茨城県龍ヶ崎市向陽台五丁目2番地
台北支店	台北市松山区民生東路三段156号3楼B室
守谷サテライト工場	茨城県守谷市百合ヶ丘一丁目2422-1

(2) 子会社

南京新創機電科技有限公司	南京市江寧区湖熟街道瑞鑫路1号
--------------	-----------------

6. 使用人の状況

区 分	使用人数	前期比
I J Pソリューション事業	49名	10名増
半導体関連事業	50名	16名増
L C D事業	108名	14名減
全社（共通）	39名	2名減
合 計	246名	10名増

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数であります。なお、派遣社員は除いております。
2. 休職者及び非常勤社員(契約社員)は含めておりません。
3. 全社（共通）は、法務・財務・総務等の管理部門の使用人数であります。

7. 主要な借入先

(単位：千円)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三井住友銀行	910,000
株式会社みずほ銀行	900,000
株式会社西京銀行	640,000
三井住友信託銀行株式会社	500,000
株式会社京葉銀行	300,000
株式会社東京スター銀行	50,000

8. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

親会社につきましては該当ございません。

(2) 子会社の状況

会 社 名	出資比率	主要な事業内容
南京新創機電科技有限公司	100%	各種設備の製造、販売、据付

9. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 22,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,630,000株(自己株式20株含む)
- (3) 株主数 6,281名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
ポラリス第三号投資事業有限責任組合	1,656,400	29.42
TIARA CG PRIVATE EQUITY FUND 2013, L.P.	546,600	9.70
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	59,203	1.05
上田八木短資株式会社	53,300	0.94
野村證券株式会社	36,700	0.65
佐藤 隆三	35,000	0.62
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH – FIRM EQUIY (POETS)	33,500	0.59
楽天証券株式会社	29,000	0.51
SINOPACSEC	27,000	0.47
株式会社西京銀行	26,700	0.47

(注) 持株比率は自己株式(20株)を控除して計算しております。

10. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第1回新株予約権

区 分		新 株 予 約 権 の 内 容
発 行 決 議 日		2 0 1 8 年 3 月 2 9 日
新 株 予 約 権 の 数		1,238個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (※)		普 通 株 式 6 1 , 9 0 0 株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		無償
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 格 (※)		新株予約権1個あたり 50,000円 (1株あたり 1,000円)
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間		2 0 2 0 年 3 月 3 0 日 か ら 2 0 2 8 年 3 月 2 9 日 ま で
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 8 5 9 個 目的となる株式数 4 2 , 9 5 0 株 保 有 者 数 4 名
	社 外 取 締 役 及 び 監 査 役	—

第2回新株予約権

区 分	新 株 予 約 権 の 内 容
発 行 決 議 日	2 0 1 8 年 3 月 2 9 日
新 株 予 約 権 の 数	1,827個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (※)	普 通 株 式 9 1 , 3 5 0 株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	1,080円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 格 (※)	新株予約権1個あたり 50,000円 (1株あたり 1,000円)
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間	2 0 1 8 年 3 月 3 0 日 か ら 2 0 2 8 年 3 月 2 9 日 ま で
行 使 の 条 件	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)
	新株予約権の数 1,788個 目的となる株式数 89,400株 保 有 者 数 3 名
	社 外 取 締 役 及 び 監 査 役
	—

(※) 「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」の内容は、2021年3月20日付で普通株式1株につき、50株の割合で株式分割による調整後の内容となっております。

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権の行使時において、新株予約権者が、幹部役職員の地位を有している場合に限り行使することができる。ただし、当社の取締役会において特例として承認された場合には、退任後の行使を妨げない。
- ②新株予約権発行の要項に定める無償取得事由が発生していない場合に限り行使することができる。
- ③新株予約権は、以下の方法により算定された当社普通株式の1株あたりの価額（複数の価額がある場合には、最も新しい価額）が2,500円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を上回っている場合に限り、行使することができる。ただし、割当日から行使期間の最終日までの間において、以下のいずれかの方法により算定された当社普通株式の1株あたりの価額が1,000円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を一度でも下回った場合、それ以後、新株予約権は行使できないものとする。
 - a. 当社が普通株式を新たに発行し又は自己株式である普通株式を処分した場合（ただし、当該募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合を除く。）：当該募集株式の1株あたり払込金額
 - b. 当社の普通株式が譲渡された場合：当該譲渡における1株あたり譲渡価額
 - c. 当社が、株式価値の算定機関から、当社の普通株式の株式価値算定書を取得した場合：当該株式価値算定書に示された当社の普通株式の1株あたり株式

価値（1株あたり株式価値がレンジで示された場合はその中央値とする。）
d. 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合：直前の日における、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値
④2018年6月期から2023年6月期までのいずれかの期のEBITDA（以下の算式により算出されるものとする。）が1,000,000,000円を上回った場合に限り行使することができる。
EBITDA＝営業利益＋有形固定資産及び無形資産にかかる減価償却費

- (2) 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
記載すべき事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
記載すべき事項はありません。

11. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	阿部 猪佐雄	執行役員社長、C E O
取 締 役	村上 克宏	執行役員専務、C F O、経営サポート本部長、株式会社石川製作所 社外取締役
取 締 役	石田 茂	執行役員常務、ものづくり本部長
取 締 役	松浦 康晴	執行役員、経営サポート本部副本部長
取 締 役	檜山 英男	
取 締 役	神戸 秀典	ポラリス・キャピタル・グループ株式会社 プリンシパル、REI NOWAホールディングス株式会社 社外監査役、株式会社オーネット 社外監査役
常 勤 監 査 役	中山 裕	
監 査 役	北村 康央	弁護士（北村・平賀法律事務所） 株式会社ジーテクト社外監査役 株式会社LITALICO社外取締役（監査等委員）
監 査 役	平地 辰二	公認会計士（クレイス・アドバイザー合同会社） 株式会社ノバレーゼ社外監査役 養和監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役檜山英男氏及び同神戸秀典氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役中山裕氏、監査役北村康央氏及び監査役平地辰二氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中における取締役の地位の異動は、次のとおりであります。
- 社外取締役 宗岡恒雄氏は2021年9月29日辞任により退任
4. 監査役北村康央氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しています。
5. 監査役平地辰二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。

6. 当社は、取締役檜山英男氏及び常勤監査役中山裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	岡部 隆志	経営企画部長
執行役員	大門 隆	法務部長
執行役員	西前 寛丈	総務部長
執行役員	浜崎 藤人	営業本部長
執行役員	海津 拓哉	製品・LCS本部長
執行役員	上田 寛幸	調達部長
執行役員	土屋 敬三	製造部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役(常勤監査役を除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意による法令違反行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	108,947 (4,500)	78,040 (4,500)	23,180 (-)	7,727 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,580 (14,580)	13,920 (13,920)	-	660 (660)	3 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
3. 当社の社外取締役を除く取締役の報酬については、担当する職務による固定の基本報酬に加え、取締役の業績に対する意欲を高め企業価値の持続的向上を図るため、会社の業績達成度・財務状況等を総合的に勘案した業績連動報酬を支給しております。業績連動報酬にかかる評価についての主要指標は、連結営業利益としており、当該指標を選定した理由は、当社が本業収益としての連結営業利益を最も重要視しているためです。
業績連動報酬等の額の算定方法は、連結営業利益の目標達成率をベースに、各役位への期待事項や特命課題の評価、従業員賞与とのバランス等も加味して算出しております。
当事業年度の連結営業利益は735百万円でした。
4. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2021年8月6日付で辞任した取締役1名及び2021年9月29日付で辞任した社外取締役1名を含んでおり、また、無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。
5. 取締役の報酬等の額は、2021年9月29日開催の第5回定時株主総会において年額200,000,000円以内（うち社外取締役分は年額20,000,000円）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。
監査役の報酬の額は、2016年7月1日開催の臨時株主総会において年額30,000,000円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち社外監査役2名）です。監査役の報酬は、経営に対する独立性と客観性を重視する観点から固定報酬のみとしており、各監査役の報酬は、報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定しております。また、退職慰労金は、当社の役員退職慰労金規程に基づき算定しており、退任時に株主総会の承認を得て支給します。
6. 当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長執行役員社長（CEO）である阿部猪佐雄が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、その権限の内容は、取締役の個人別報酬等のうち、基本報酬及び業績連動報酬等の各取締役に対する付与額の決定であります。
権限を委任した理由は、各取締役の職責や業績への貢献等を公平公正に評価するには、当社の最高執行責任者として経営を担い最適な評価を行うことが期待できる代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。当該権限が適切に行使されるよう、役員評価基準に従い個人別評価を実施のうえ、報酬テーブルに沿って取締役個人の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が適切なものであると判断しております。
なお、社外取締役の報酬等は固定報酬となっております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

区 分	氏 名	兼職先等	当該兼職先と当社の関係
社外取締役	神戸秀典	ポラリス・キャピタル・グループ株式会社 プリンシパル	ポラリス・キャピタル・グループ株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	北村康央	北村・平賀法律事務所 弁護士	北村・平賀法律事務所とは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	平地辰二	クレイス・アドバイザー リー合同会社代表社員	クレイス・アドバイザーリー合同会社とは、重要な取引その他の関係はありません。
		養和監査法人代表社員	養和監査法人とは、重要な取引その他の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼職先等	当該兼職先と当社の関係
社外取締役	神戸秀典	REINOWAホールディングス株式会社 社外監査役	REINOWAホールディングス株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社オーネット 社外監査役	株式会社オーネットとは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	北村康央	株式会社ジーテクト 社外監査役	株式会社ジーテクトとは、重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社LITALICO 社外取締役(監査等委員)	株式会社LITALICOとは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	平地辰二	株式会社ノバレーゼ 社外監査役	株式会社ノバレーゼとは、重要な取引その他の関係はありません。

③ 各社外役員の主な活動状況

氏 名	主な活動状況及び各社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 檜山英男	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回出席し、財務及び会計に関する知見に加え、豊富な海外経験に基づき、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
社外取締役 神戸秀典	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回出席し、ベンチャーキャピタル及び企業の事業再編・再構築を支援するファンドでの豊富な経験に基づき、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
社外監査役 中山裕	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会14回のうち14回出席し、金融機関及び事業会社の事業運営に係る十分な経験と知識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っており、また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換を行っております。
社外監査役 北村康央	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会14回のうち14回出席し、弁護士として企業法務を中心とする経験及び専門的知見に基づき、主として法律的地域から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っており、また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。
社外監査役 平地辰二	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会14回のうち14回出席し、公認会計士としての会計業界における幅広い経験と知見に基づき、主としてその専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。

12. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人 A & A パートナース

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、非監査業務として、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社との間に責任限定契約は締結しておりません。

連結貸借対照表

2022年6月30日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,317,640	流 動 負 債	10,238,446
現金及び預金	2,430,391	電子記録債務	2,645,677
電子記録債権	4,974	買掛金	2,862,039
売掛金及び契約資産	9,342,550	短期借入金	3,300,000
製品	10,880	リース債務	1,475
半製品	98,133	未払金	111,496
仕掛品	4,066,538	未払費用	168,211
原材料	4,634	未払法人税等	181,458
未収入金	269,010	前受金	632,927
その他の	93,417	賞与引当金	205,829
貸倒引当金	△2,889	役員賞与引当金	30,600
固 定 資 産	2,518,518	製品保証引当金	32,000
有形固定資産	2,293,411	その他	66,731
建物及び構築物	288,729	固 定 負 債	551,368
機械装置及び運搬具	1,140,987	役員退職慰労引当金	39,878
工具器具備品	43,627	退職給付に係る負債	511,490
土地	656,000	負 債 合 計	10,789,815
リース資産	1,320	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	162,747	株 主 資 本	7,919,884
無形固定資産	21,327	資 本 金	450,000
ソフトウェア	21,327	資 本 剰 余 金	4,215,238
その他	0	利 益 剰 余 金	3,254,676
投資その他の資産	203,780	自 己 株 式	△30
繰延税金資産	193,590	その他の包括利益累計額	124,486
その他	10,189	為替換算調整勘定	102,431
		退職給付に係る調整	22,055
		累 計 額	
		新株予約権	1,973
		純 資 産 合 計	8,046,344
資 産 合 計	18,836,159	負 債 及 び 純 資 産 合 計	18,836,159

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2021 年 7 月 1 日
至 2022 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,684,093
売 上 原 価		11,773,740
売 上 総 利 益		2,910,352
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,174,978
営 業 利 益		735,374
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,857	
還 付 加 算 金	231	
そ の 他	1,070	7,160
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27,316	
コミットメントフィー	17,412	
そ の 他	18,835	63,564
経 常 利 益		678,970
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	42	42
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		679,012
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	214,487	
法 人 税 等 調 整 額	△13,801	200,685
当 期 純 利 益		478,326
親会社株主に帰属する当期純利益		478,326

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

2022年6月30日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,794,302	流 動 負 債	10,205,174
現金及び預金	1,965,840	電子記録債務	2,645,677
電子記録債権	4,974	買掛金	2,886,958
売掛金及び契約資産	9,363,929	短期借入金	3,300,000
半製品	98,133	リース債務	1,475
仕掛品	4,010,414	未払金	105,806
原材料	4,634	未払費用	144,971
未収入金	261,972	未払法人税等	173,469
その他の	84,403	前受金	611,655
固 定 資 産	2,674,422	賞与引当金	205,829
有形固定資産	2,256,813	役員賞与引当金	30,600
建物	281,624	製品保証引当金	32,000
構築物	7,104	その他の	66,731
機械装置	1,115,098	固 定 負 債	583,084
車両運搬具	195	退職給付引当金	543,206
工具器具備品	32,722	役員退職慰労引当金	39,878
土地	656,000	負 債 合 計	10,788,258
リース資産	1,320	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	162,747	株 主 資 本	7,678,493
無形固定資産	18,386	資 本 金	450,000
ソフトウェア	18,386	資 本 剰 余 金	3,791,494
その他の	0	資 本 準 備 金	112,500
投資その他の資産	399,221	その他資本剰余金	3,678,994
関係会社株式	191,634	利 益 剰 余 金	3,437,028
繰延税金資産	199,171	その他利益剰余金	3,437,028
その他の	8,415	繰越利益剰余金	3,437,028
		自 己 株 式	△30
		新株予約権	1,973
		純 資 産 合 計	7,680,466
資 産 合 計	18,468,724	負 債 及 び 純 資 産 合 計	18,468,724

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2021 年 7 月 1 日)
(至 2022 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,637,067
売 上 原 価		11,632,789
売 上 総 利 益		3,004,278
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,273,699
営 業 利 益		730,578
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	688	
還 付 加 算 金	231	
そ の 他	177	1,097
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27,316	
コミットメントフィー	17,412	
そ の 他	18,569	63,298
経 常 利 益		668,377
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	42	42
税 引 前 当 期 純 利 益		668,419
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	223,805	
法 人 税 等 調 整 額	△11,212	212,592
当 期 純 利 益		455,826

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社は、取締役及び従業員の業務執行が法令・定款に準拠して適正かつ健全に行われるべく、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。
 - ②当社は、「A Iメカテック行動規範」並びに「コンプライアンス規程」を制定し周知・徹底を図り、業務執行の適正を確保する体制構築に努める。
 - ③内部監査部門は、取締役及び従業員の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合するものであるか監査し、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。また内部監査の結果については適宜社長に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議等重要な会議の議事録、決裁書類等取締役の職務執行に係る文書については、「文書管理規程」その他関連規則を整備し、これに基づいて保存・管理するとともに取締役、監査役はこれらの文書を閲覧できる体制を整備する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理について、「経営リスク管理規程」を制定するとともに、事業活動に伴う重大なリスクの顕在化の防止、リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①当社は、「取締役会規則」、「業務分掌規程」及び「業務決裁権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、適切な権限委譲を図り、その職務の執行が機動的かつ効率的に行える体制とする。
 - ②当社は、取締役及び執行組織部門長の一部を執行役員に任命し、経営会議メンバーとして重要事項の審議に参画させるとともに、各執行組織における迅速かつ的確な業務遂行を推進する。
 - ③取締役会は、各取締役の権限、責任の分配を適正に行い、会社の経営に関する意思決定及び執行を効率的に行う。
 - ④組織構造についても随時見直しを図り、より一層の効率化を推進する。

5. 当社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社は、「子会社等管理規程」の整備を行うとともに、当社グループの相互密接な連携を図り、経営の効率的運用体制を整備する。
 - ②子会社等業務を管掌する部門長及び管掌役員は、子会社等において、当社経営理念並びに「A Iメカテック行動規範」の浸透を図り、業務執行の適正を確保する体制構築に努める。
 - ③当該部門長及び取締役は、子会社等の事業運営について監督するとともに、子会社等より定期的に業績等の報告を受ける。
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき従業員は選任していないが、監査役が必要としたときは専任の従業員を置くこととし、その人事については監査役と協議する。
7. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ①取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に多大な損害を及ぼす恐れのある事実、その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。
 - ②当社は、斯かる報告を行った者が不利益な取扱いを受けないよう、「コンプライアンス規程」並びに「内部通報規程」により保護する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役は、監査役が取締役会のほか重要な会議または委員会に出席する機会を確保する。
 - ②監査役は、各取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
 - ③監査役と内部監査室並びに会計監査人は、定期的な協議の機会を設けて意見交換を行い、連携を強化する。
 - ④監査役は、監査業務に必要と判断した場合において、弁護士、公認会計士、その他専門家への意見の聴取を行う。
9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ①当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対策規程」を定め、当社の役員、従業員に周知徹底する。
- ②平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。
- ②財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- ③必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①当社は、法令遵守、倫理観強化を基本とする「A Iメカテック行動規範」を制定し、研修会を開催して役員、従業員にその遵守徹底を図っております。
- ②リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を開催して全社的な視点からリスクを抽出し具体的対応策を推進するとともに、内部通報制度を設置し、遵守体制の強化を進めております。
- ③内部統制が適切に機能しているか否かをモニタリングするため、監査役及び内部監査室による定期的監査を実施しております。
- ④財務報告に係る内部統制については、決算財務プロセスその他重要なプロセスの検証及び評価を実施しております。
- ⑤反社会的勢力には、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を強化し、毅然とした対応で臨んでおります。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021 年 7 月 1 日
至 2022 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	450,000	4,215,238	2,789,218	－	7,454,456
会計方針の変更による累積的影響額			△12,868		△12,868
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	450,000	4,215,238	2,776,349	－	7,441,588
当連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			478,326		478,326
自己株式の取得				△30	△30
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合	－	－	478,326	△30	478,296
当連結会計年度末残高	450,000	4,215,238	3,254,676	△30	7,919,884

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	16,108	47,305	63,414	2,015	7,519,886
会計方針の変更による累積的影響額					△12,868
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	16,108	47,305	63,414	2,015	7,507,017
当連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					478,326
自己株式の取得					△30
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	86,322	△25,250	61,072	△42	61,030
当連結会計年度中の変動額合	86,322	△25,250	61,072	△42	539,326
当連結会計年度末残高	102,431	22,055	124,486	1,973	8,046,344

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

《 連結注記表 》

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称等

連結子会社の数	1 社
連結子会社の名称	南京新創機電科技有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

南京新創機電科技有限公司の決算日は12月31日のため、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

原材料

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

製品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

半製品

保守部品は移動平均法による原価法、それ以外は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～34年

機械装置及び運搬具 4～12年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ、リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

ハ、役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

ニ、製品保証引当金

製品引渡後の無償アフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎として計上しております。

ホ、受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

ヘ、役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末における退職慰労金の要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ、退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ、数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

製品の販売において、製品の引渡と製品の据付に関連する役務の提供を別個の履行義務として識別し、製品の引渡が完了し履行義務が充足された時点、及び製品の据付に関連する役務の提供が完了し履行義務が充足された時点で、収益を認識しております。また、各装置の部品販売、改造・メンテナンス等の役務の提供については、履行義務が充足された時点で、収益を認識しております。

また、製品又は半製品の国内販売においては、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当社の製品の販売において、従来は、製品の引渡と製品の据付に関連する役務の提供を単一の履行義務として識別し、製品の据付が完了した時点で収益を認識しておりました。収益認識会計基準等の適用により、一部の契約について製品の引渡と製品の据付に関連する役務の提供を、契約内容に応じて別個の履行義務として識別し、製品の引渡が完了し履行義務が充足された時点及び製品の据付に関連する役務の提供が完了し履行義務が充足された時点で、収益を認識することとしました。

また、製品又は半製品の国内販売においては、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品又は半製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が1,088,855千円、売上原価が921,938千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ166,916千円増加し、利益剰余金の当期首残高は12,868千円減少しております。また、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は20円62銭増加しております。

3. 表示方法の変更

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

売掛金及び契約資産等の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売掛金及び契約資産等	9,347,525千円
貸倒引当金	△2,889千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債権区分については、据付作業の進捗状況、並びに国内外の景気動向、与信先の信用状況及び回収予定時期等を勘案して、貸倒懸念が顕在化していないものを一般債権とし、顧客の資金調達といった貸倒懸念が顕在化しているものを貸倒懸念債権等として区分しております。

一般債権については、貸倒実績率により回収不能見込額を見積り、貸倒引当金を計上しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を見積り、貸倒引当金を計上しております。しかし、当初想定できなかった経済情勢、債務者の支払能力の変動や新型コロナウイルス感染症の拡大などにより貸倒見積高に変更があった場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	当連結会計年度末残高	内 容	当連結会計年度末残高
土地	656,000千円	短期借入金	700,000千円
建物	226,339千円	未払費用	14,481千円
合 計	882,339千円	合 計	714,481千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 750,927千円

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び

貸出コミットメントの総額 10,080,000千円

借入実行残高 3,300,000千円

差引額 6,780,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,630,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年 9月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	253,349	45.00	2022年 6月30日	2022年 9月29日

(3) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 153,250株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行からの借入により資金を調達しております。

電子記録債権、売掛金及び契約資産にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日（当連結会計年度の末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。電子記録債権、電子記録債務、買掛金、短期借入金においても、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
売掛金及び契約資産（※）	9,339,660	9,339,660	—

（※）売掛金及び契約資産に対応する貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金及び契約資産	－	9,339,660	－	9,339,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

売掛金及び契約資産

連結会計年度の末日から1年以内に回収予定の債権については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

連結会計年度の末日から1年を超えて回収予定の債権については、一定期間ごとに分類し、その期間に見合う国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値に信用リスクを加味して時価を算定しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	I J P ソリューション事業	半導体 関連事業	L C D 事業	
売上高				
製品	2,745,347	2,733,669	7,257,525	12,736,541
アフターサービス	100,680	418,612	1,428,258	1,947,551
顧客との契約から 生じる収益	2,846,027	3,152,282	8,685,783	14,684,093
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	2,846,027	3,152,282	8,685,783	14,684,093

(注) 製品には、新規装置の販売及び装置の据付に関連する役務の提供作業、アフターサービスには、各装置の部品販売、改造・メンテナンス等が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

①契約及び履行義務に関する情報

主として、液晶パネル製造装置、半導体製造装置等の製品の製造及び販売を行っております。また、当社グループの製品に対する部品販売、改造・メンテナンス等の役務の提供を行っております。

契約資産は、製品の販売において期末日時点で顧客に移転しているものの支払条件により未請求の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該製品の販売に関する対価は、顧客による検収後に請求し、顧客と事前に取り決めた支払条件に従って受領しております。当該検収が行われる時期は、海外特有の商習慣も影響し、製品によっては長期となる場合があります。

契約負債は、主として顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②取引価格の算定に関する情報

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または、履行義務充足後の支払いを要求しております。

取引価格の算定にあたっては、顧客との契約において、重要な変動対価及び金融要素を含まないことから、原則、契約時に合意された価格をもって取引価格としております。

なお、当社は契約上の義務の一部又は全部を適切に完了できないことに対する保全を支払条件により契約の相手方に提供する場合があります。

③履行義務への配分額の算定に関する情報

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1契約より別個のものとなる財又はサービスを区別して、取引価格の履行義務への配分を行っております。

④履行義務の充足時点に関する情報

製品の引渡と製品の据付に関連する役務の提供を別個の履行義務として識別しております。製品又は半製品の国内販売においては、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品又は半製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。当該履行義務の充足時点は、顧客の検収の前に契約において合意された仕様に従っていることが客観的に判断できることによります。

製品の据付に関連する役務の提供は、据付作業が完了した時点が履行義務の充足時点として収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度(期首) (2021年7月1日)	当連結会計年度(期末) (2022年6月30日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	121	—
売掛金	2,600,827	3,419,704
電子記録債権	8,606	4,974
契約資産	5,901,021	5,922,846
契約負債	441,549	632,927

なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、433,549千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点における未充足の履行義務に配分した取引価格は、14,292,975千円であります。これらは、2年以内に収益認識することを予定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,428円85銭
(2) 1株当たり当期純利益	84円96銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2021 年 7 月 1 日)
(至 2022 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	450,000	112,500	3,678,994	3,791,494	2,994,070	2,994,070
会計方針の変更による累積的影響額					△12,868	△12,868
会計方針の変更を反映した当期首残高	450,000	112,500	3,678,994	3,791,494	2,981,201	2,981,201
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益					455,826	455,826
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	455,826	455,826
当 期 末 残 高	450,000	112,500	3,678,994	3,791,494	3,437,028	3,437,028

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	－	7,235,565	2,015	7,237,580
会計方針の変更による累積的影響額		△12,868		△12,868
会計方針の変更を反映した当期首残高	－	7,222,696	2,015	7,224,711
事業年度中の変動額				
当 期 純 利 益		455,826		455,826
自己株式の取得	△30	△30		△30
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)			△42	△42

事業年度中の変動額 合 計	△30	455,796	△42	455,754
当 期 末 残 高	△30	7,678,493	1,973	7,680,466

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

《 個別注記表 》

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

半製品

保守部品は移動平均法による原価法、それ以外は個別法による原価法（それぞれの貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～34年

機械及び装置 4～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

④ 製品保証引当金

製品引渡後の無償アフターサービス費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎として計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末における退職慰労金の要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社は、製品の販売において、製品の引渡と製品の据付に関連する役務の提供を別個の履行義務として識別し、製品の引渡が完了し履行義務が充足された時点、及び製品の据付に関連する役務の提供が完了し履行義務が充足された時点で、収益を認識しております。また、各装置の部品販売、改造・メンテナンス等の役務の提供については、履行義務が充足された時点で、収益を認識しております。

また、製品又は半製品の国内販売においては、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当社の製品の販売において、従来は、製品の引渡と製品の据付に関連する役務の提供を単一の履行義務として識別し、製品の据付が完了した時点で収益を認識しておりました。収益認識会計基準等の適用により、一部の契約について製品の引渡と製品の据付に関連する役務の提供を、契約内容に応じて別個の履行義務として識別し、製品の引渡が完了し履行義務が充足された時点及び製品の据付に関連する役務の提供が完了し履行義務が充足された時点で、収益を認識することとしました。

また、製品又は半製品の国内販売においては、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品又は半製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が1,088,855千円、売上原価が921,938千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ166,916千円増加し、利益剰余金の当期首残高は12,868千円減少しております。また、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は20円62銭増加しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

売掛金及び契約資産等の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売掛金及び契約資産等 9,368,904千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 売掛金及び契約資産等の評価

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	当事業年度末残高	内 容	当事業年度末残高
土地	656,000千円	短期借入金	700,000千円
建物	226,339千円	未払費用	14,481千円
合 計	882,339千円	合 計	714,481千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 715,034千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 39,911千円

短期金銭債務 25,631千円

- (4) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び

貸出コミットメントの総額	10,080,000千円
借入実行残高	3,300,000千円
差引額	6,780,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	49,935千円
仕入高	109,883千円
販売費及び一般管理費	187,439千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	—	20	—	20

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加20株は、単元未満株式の買収によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	10,277千円
棚卸資産評価損	11,969千円
未払社会保険料	10,957千円
賞与引当金	62,695千円
退職給付引当金	165,460千円
製品保証引当金	9,747千円
役員退職慰労引当金	12,146千円
特定目的用研究資産	5,510千円
原価賦課済金	79,869千円
その他	10,426千円
繰延税金資産小計	379,060千円
評価性引当額	△16,253千円
繰延税金資産合計	362,807千円

繰延税金負債

退職給与負債調整勘定	163,632千円
その他	2千円
繰延税金負債合計	163,635千円
繰延税金資産の純額	199,171千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,363円86銭
(2) 1株当たり当期純利益	80円96銭

11. 重要な後発事象に関する注記

記載すべき事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月29日

A I メカテック株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナース
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 晃 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 宮之原 大 輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、A I メカテック株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I メカテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月29日

A I メカテック株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナース
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 晃 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 宮之原 大 輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、A I メカテック株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式の手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人 A & A パートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人 A & A パートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

令和4年8月29日

A I メカテック株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 中山 裕 ㊞
(社外監査役)

社 外 監 査 役 北村 康央 ㊞

社 外 監 査 役 平地 辰二 ㊞

別紙3 吸収合併消滅株式会社の成立の日における貸借対照表

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
<資産の部>		<負債の部>	
現金及び預金	1		0
		<純資産の部>	
		資本金	1
資産合計	1	負債及び純資産合計	1